

(案)

資料 7

区域計画の変更の認定申請書

令和 7 年 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 7 年 6 月 9 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を 2 事業変更する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に 1 事業追加する。
- (3) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 7 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 9 月 5 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (12) 略

(13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

① 略

② 東京都全域【平成 28 年 11 月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、東京都若しくはこれに隣接する市町村又は神奈川県若しくはこれに隣接する市町村とする。
外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県とする。

③ 千葉県全域【令和 7 年度中を目途に実施（千葉市については令和元年 6 月から実施）】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉県若しくはこれに隣接する市町村又は東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。

(14) ～ (20) 略

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

①～⑧ 略

⑨ 虎ノ門・麻布台地区 外国人中長期滞在施設取得・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目の一部

c) 当該事業の実施期間

令和元年8月着工、令和7年10月竣工

d) 当該事業により取得等をされる設備等の概要

高度外国人材を対象とした中長期滞在施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ(9)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円滑な滞在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

森ビル株式会社(東京都港区)

(22) ～ (33) 略

(34) 名称：国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業

内容：特定技能所属機関の基準に係る航空分野告示の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

成田国際空港の機能強化を契機として、航空物流における人材の確保を通じて空港機能の高度化及び国際的な経済活動の拠点形成を推進する必要があることから、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会に所属する事業者が本事業の特定技能所属機関となる場合に限り、特定技能「航空分野(空港グランドハンドリング業務区分)」の在留資格を有する外国人が、千葉県内の空港敷地外に所在する保税蔵置場又は総合保税地域において、成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する。【令和7年度中を目途に

实施】

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(12) 略 (13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業 内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業) 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。 ① 略 ② 東京都全域【平成28年11月を目途に実施】 (注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、東京都又は神奈川県若しくはこれに隣接する市町村とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、東京都、神奈川県、<u>千葉県又は埼玉県</u>とする。 ③ <u>千葉県全域【令和7年度中を目途に実施（千葉市については令和元年6月から実施）】</u> (注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、<u>千葉県</u>若しくはこれに隣接する市町村又は東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。 (14)～(20) 略 (21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業) ①～⑧ 略 ⑨ <u>虎ノ門・麻布台地区 外国人中长期滞在施設取得・運営事業</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(12) 略 (13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業 内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業) 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。 ① 略 ② 東京都全域【平成28年11月を目途に実施】 (注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、東京都又は神奈川県若しくはこれに隣接する市町村とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、東京都、神奈川県<u>又は埼玉県</u>とする。 ③ <u>千葉市全域【平成31年6月を目途に実施】</u> (注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、<u>千葉市</u>若しくはこれに隣接する市町村又は東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。 (14)～(20) 略 (21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業) ①～⑧ 略 ⑨ [加える。]

<u>ア) 活用しようとする課税の特例措置</u> <u> i) 特別償却・投資税額控除</u> <u>イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u> <u> a) 当該事業の概要</u> <u> 国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。</u> <u> b) 当該事業が行われる区域</u> <u> 東京都港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目の一部</u> <u> c) 当該事業の実施期間</u> <u> 令和元年8月着工、令和7年10月竣工</u> <u> d) 当該事業により取得等をされる設備等の概要</u> <u> 高度外国人材を対象とした中長期滞在施設</u> <u>ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項</u> <u> 第1条第1号ロ（9）</u> <u>エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性</u> <u> 本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円滑な滞在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。</u> <u>オ) 事業の実施主体</u> <u> 森ビル株式会社（東京都港区）</u> (22) ～ (33) 略 <u>(34) 名称：国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業</u> <u>内容：特定技能所属機関の基準に係る航空分野告示の特例</u> <u> (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u> <u> 成田国際空港の機能強化を契機として、航空物流における人材の確保を通じて空港機能の高度化及び国際的な経済活動の拠点形成を推進する必要があることから、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会に所属する事業者が本事業の特定技能所属機関となる場合に限り、特定技能「航空分野（空港グランドハンドリング業務区分）」の在留資格を有する外国人が、千葉県内の空港敷地外に所在する保税蔵置場又は総合保税地域において、成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する。【令和7年度中を目途に実施】</u> 以下 略	(22) ～ (33) 略 [加える。] 以下 略
---	--